

令和8年3月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年（ワ）第4741号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和7年11月27日

判 決

5

主 文

1 被告は、原告に対し、110万円及びこれに対する令和5年5月26日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

2 原告のその余の請求を棄却する。

10 3 訴訟費用は、これを20分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

15 被告は、原告に対し、2200万円及びこれに対する令和5年5月26日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

20 本件は、原告が、被告が発行する週刊誌に掲載された複数の記事により、原告の名誉が毀損されたと主張して、被告に対し、不法行為に基づき、損害賠償として2200万円及びこれに対する不法行為の後（最終の記事の掲載日の翌日）である令和5年5月26日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

25 2 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告は、「A」という芸名で活動する歌手であり、平成24年、BのメンバーであるCと事実婚をした者である。Cは、令和4年10月18日、交通事故に遭い、▲日、死亡した（当時81歳）。

イ 被告は、「週刊新潮」等を発行している出版社である。

5 (2) 記事の掲載

ア 被告は、令和4年10月13日、「B『C』を虐げる27歳下『モンスター妻』」と題する別紙1の記事（以下「本件記事1」という。）を掲載した同月20日号の「週刊新潮」を発行した（甲1）。

イ 被告は、令和4年11月2日、「『C』緊迫の病院で『D』が“モンスター妻”に激高『Cがこうなったのはお前のせいだ!』」と題する別紙2の記事（以下「本件記事2」という。）を掲載した同月10日号の「週刊新潮」を発行した（甲2）。

ウ 被告は、令和5年5月25日、「事務所が相続人探し『C』借金に『モンスター妻』の言い草」と題する別紙3の記事（以下「本件記事3」といい、本件記事1及び本件記事2と併せて「本件各記事」という。）を掲載した同年6月1日号の「週刊新潮」を発行した（甲3）。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 本件各記事による原告の社会的評価の低下の有無（争点1）について

（原告の主張）

本件各記事には別紙4記述一覧表記載の①ないし⑭の記述（以下、順次「本件記述①」ないし「本件記述⑭」といい、これらを併せて「本件各記述」という。）があるところ、本件各記述は、それぞれ別紙5主張整理表「摘示事実等」列中の「原告」列記載のとおり、事実を摘示し、又は意見ないし論評を表明しており、それによって、別紙5主張整理表「社会的評価の低下」列中の「原告」列記載のとおり、原告の社会的評価を低下させるものである。

25 （被告の主張）

原告の上記主張に対する認否及び反論は、別紙5主張整理表「摘示事実等」列中及

び「社会的評価の低下」列中の各「被告」列記載のとおりである。

(2) 真実性又は真実相当性の抗弁の成否等（争点2）について

（被告の主張）

ア 公共性があること

5 Cは国民的人気を有していたBのメンバーであり、また、原告自身も芸能活動を行っており、現在、j県の●●●●を務めるなどしている。原告は、平成24年にCの妻であることを公表し、以降、Cと共に芸能活動や飲食店の経営を行うなど、Cと婚姻関係にあることを積極的に利用し、社会的な活動を行ってきた。

10 本件各記事は、「老人虐待」や「ペット虐待」が問題となる中、Cと婚姻関係にあることを利用してきた原告が、犬や猫と共に夫であるCを不衛生なゴミ屋敷に置き去りにしながら、自分自身は好き勝手に行動しているという状況が、まさに「老人虐待」や「ペット虐待」にあたることを報じるもの又はその続報であって、公共の利害に関する事実に係るものである。

イ 公益目的があること

15 被告は、上記アのような公共性があると判断した上で本件各記事を公表したから、専ら公益を図る目的もある。

ウ 真実性があること

摘示事実又は意見ないし論評の前提事実は以下のとおりであるところ、これらの事実はいずれも真実である。

20 (ア) 「買い物と使い走り」に係る事実（別紙5主張整理表の理解(1)、(5)、(6)の各行参照）

a 原告がCと住んでいた家から出て行った後も、原告は20万円くらいの買い物をネットで毎日のようにしていて、それをCが代金引換えで払っており、さらにその原告の荷物を横浜に住む原告の元に届けていること。

25 b 原告が、目黒の自宅に代金引換えで届く原告の荷物を、Cに、車で、横浜に住む原告の元に届けさせていること。

c 原告が、20万円もする物をネットで注文するが、その代金は夫であるCに支払わせていること。

(イ) 「ゴミ屋敷と監視カメラ」に係る事実（別紙5主張整理表の理解(1)、(4)の各行参照）

5 a 原告が、ゴミ屋敷に内縁の夫であるCを置き去りにし、常に監視していること。

b 原告が、夫であるCの部屋に監視カメラを設置して監視していること。

(ウ) 「家賃滞納に関する説明」に係る事実（別紙5主張整理表の理解(2)の行参照）
原告が、明らかにウソと分かる話を平然としていること。

(エ) 「面倒を見たくない」に係る事実（別紙5主張整理表の理解(3)の行参照）

10 原告が、夫であるCの介護もしたくないし面倒も見たくないと言ったこと。

(オ) 「別居理由に関する説明」に係る事実（別紙5主張整理表の理解(7)の行参照）

原告は「一緒にいたくなくなった」という理由でCと別居したが、Cは、別居の理由について聞かれた際、最初は「（原告が）朝早く釣りに行く時、4時にガタガタしたんじゃ俺に悪いから」と答えつつ、「カレー屋をやるから」とも答えたこと。

15 (カ) 「ウソ泣き」に係る事実（別紙5主張整理表の理解(8)の行参照）

原告はDから怒鳴られ、Eの近くにしゃがみ込んでいたが、涙は出ていなかったこと。

(キ) 「戒名料の密談」に係る事実（別紙5主張整理表の理解(9)の行参照）

原告が、夫であるCが死去した翌日に事務所から預かった戒名料の一部をひそかに
20 自分のものにしようと密談していたこと。

エ 真実相当性があること

被告は、本件記事1については令和4年9月1日から同年10月10日にかけて、
本件記事2については同月27日から、C、原告、複数名の情報提供者に対し、対面
又は電話で取材を行い、供述又は写真等の裏付けを得た上で、上記ウの各事実が真実
25 であると判断し、本件記事1及び本件記事2を公表した。したがって、被告には、上
記ウの各事実が真実であると信じるにつき相当の理由がある。

オ 意見ないし論評としての域を逸脱したものでないこと

「モンスター妻」という表現は、「モンスターペアレント」や「モンスタークレマー」などと同様に、原告の言動が理不尽であり周囲に苦痛を与えることを示すために比喩的に用いられているにすぎない。また、本件各記事において、「モンスター(妻)」は必ず引用符付きで用いられているから、特定の文脈で用いられていることが理解できるようになっている。さらに、原告が高齢のCを不衛生な部屋に放置するなど社会通念上異常な行動に出ていたことは真実であることも踏まえると、被告が「モンスター妻」という表現を用いたことは、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものではない。

(原告の主張)

ア 公共性がないこと

被告は、「老人虐待」、「ペット虐待」というが、その被害者又は目撃者であるはずの当のCは、自分が原告によって虐待されたなどとして、原告の行動を問題にしたことはない。仮に原告とCとの間に何らかの問題があったとしても、それは他人が介入するほどのものではない当事者間の問題であって、被告のいう「老人虐待」、「ペット虐待」は、市民の正当な関心事ではない。したがって、本件各記事は、公共の利害に関する事実に係るものではない。

イ 公益目的がないこと

本件各記事が報じた内容は、上記アのとおり、市民の正当な関心事ではなく、まして「モンスター妻」などといった表現を用いているのであるから、本件各記事の掲載に公益を図る目的はない。

ウ 真実性がないこと

真実性について、いずれも否認する。

エ 真実相当性がないこと

被告が主張する取材の経緯については、原告やCと被告記者との間で接触があったとの限度で認め、その余は知らないし争う。被告が本件各記事の内容が真実であった

と信ずるについて相当の理由を有していたとの主張は争う。

オ 意見ないし論評としての域を逸脱したものであること

「モンスター妻」という表現は、「怪物妻」又は「怪物のような妻」と理解される
ところ、原告を「モンスター妻」と呼ぶことは、被告の表現を借りれば、原告の言動
5 が理不尽であり周囲に苦痛を与えるとの事実を主張するとともに、一人の人間を怪物
呼ばわりするものである。また、本件各記事中の引用符は強調のために付されている
ものであって、文脈上の限定があるとは理解できない。さらに、原告による家賃の滞
納とその否定を主な対象として「モンスター」と評価することは、合理性を欠いてい
る。したがって、被告が「モンスター妻」という表現を用いたことは、人身攻撃に及
10 ぶものであって、意見ないし論評としての域を逸脱したものである。

(3) 原告に生じた損害及びその額（争点3）について

（原告の主張）

原告は、本件各記事において、夫であるCを虐げ、自分のために利用するような悪
妻であり、Dに「Cがこうなったのはお前のせいだ」と怒鳴られたり、Cの事務所か
15 ら預かった戒名料を自分のものにしようと謀ったりしたほどの「モンスター妻」であ
ると書き立てられたことによって、精神的苦痛を被った。これを填補する慰謝料は2
000万円が相当である。また、原告は本件訴訟の追行を弁護士に委任したところ、
弁護士費用のうち200万円は本件各記事の掲載と相当因果関係にある損害である。
したがって、本件各記事の掲載によって原告に生じた損害は、2200万円である。

20 （被告の主張）

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件各記事による原告の社会的評価の低下の有無）について

(1) ある記事の意味内容が人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当
25 該表現についての一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきもので
ある（最高裁昭和29年（オ）第634号同31年7月20日第二小法廷判決・民集

10 卷8号1059頁等参照)。

(2) 以下、本件各記述を中心として、本件各記事の内容を概観する。

ア 前記前提事実(2)アによれば、本件記事1は、「B『C』を虐げる27歳下『モンスター妻』」との表題(本件記述①)に続いて、「▶『ゴミ屋敷』に夫放置で『監視カメラ』の『老人虐待』」、「▶『犬・猫』も置き去り・皮膚病の『ペット虐待』」、「▶『代金引換え買い物魔』『家賃一年滞納』で火の車」との見出しを掲げた上で、Cが27歳下の原告と結婚していること、Cが現在、東京都目黒区に所在する、原告と共に営んでいた居酒屋「F」(以下「本件居酒屋」という。)及びスナック「G」(以下「本件スナック」という。)の2階部分等を自宅としていること等を紹介しつつ、Cの関係者や知人の発言及び本件スナックの店内やCの自宅の写真等も織り交ぜながら、令和3年7月に、原告がCと同居していた目黒区の自宅から横浜に出て行き、Cは犬や猫、小鳥と共に自宅に置き去りにされたこと、被告の記者が本件スナックを訪ねたところ2階から動物の糞尿の臭いがするなど不衛生な状況であったこと、原告が自宅から出て行った理由は、表向きは横浜でカレー屋をやるためということになっていたが、実際には新しく交際相手ができただけである可能性があること、原告がCの「介護はしたくない」等と述べたこと(本件記述②)、原告がCを監視する目的で、Cの部屋に設置されたカメラの映像をチェックしていること(本件記述③)、原告が数千円ないし数万円、高いものだと20万円程度の買い物をインターネットで毎日のようにしていて、自宅に届いた商品をCが代金引換えで受け取った上、車を運転して横浜にいる原告の下に届けていること(本件記述④、⑤)等を記述するとともに、「ウソに翻弄されている」との中見出し(本件記述⑥)の下、被告の記者から取材を受けた原告が、本件居酒屋や本件スナックの家賃を滞納していることを否定したことについて、「明らかに嘘と分かる話を平然とする。周囲が彼女を『モンスターのよう』と評する理由はこの辺りにあるのだろう」(本件記述⑦)と評し、被告の記者から取材を受けたCが、原告が自宅から横浜に出て行った理由を聞かれた際、原告が取材で述べた「一緒にいたくなくなった」という理由とは異なる2つの理由を述べたことにつ

いて、「この点だけ見てもAのウソに翻弄されていることが分かる」などと記述するものである。

イ 前記前提事実(2)イによれば、本件記事2は、「『C』緊迫の病院で『D』が『モンスター妻』に激高『Cがこうなったのはお前のせいだ!』」との表題（本件記述⑧）の下、Cが、令和4年10月18日、横浜市内で交通事故に遭い、病院に救急搬送され、▲日に死亡したこと等を報ずるとともに、Cが救急搬送された病院に駆け付けたDが、原告に対し、「Cがこうなったのはお前のせいだからな! とんでもない女だ!」と怒鳴って詰め寄り、その場面を目撃した「芸能関係者」が「怒鳴られたAさんは泣き崩れるような感じで、Eさんの近くにしゃがみ込んでいました。涙は出ていなかったの、ウソ泣きだと思いますが・・・」と明かしたこと（本件記述⑨）、週刊誌である「H」により、原告が、Cの死去の翌日に、事務所から預かった戒名料60万円の一部をネコババするための密談を交わしていたことが報じられていること（本件記述⑩）等を記述するものである。

ウ 前記前提事実(2)ウによれば、本件記事3は、「事務所が相続人探し『C』借金に『モンスター妻』の言い草」との表題（本件記述⑪）の下、Cを被相続人とする相続について報ずる中で、複数回にわたり、原告を指して「モンスター妻」（本件記述⑫～⑭）と記述するものである。

(3) 以上を前提に、本件各記述が原告の社会的評価を低下させる事実を摘示し、又は意見ないし論評を表明するものであるかを検討する。

ア 本件記述①、③～⑤について

(ア) 前記(2)アによれば、本件記述①、③～⑤は、「原告がCと住んでいた家から出て行った後も、原告は数千円ないし数万円の、高いものだと20万円くらいの買い物をネットで毎日のようにしていて、それをCが代金引換えで受け取っており、さらにその原告の荷物を横浜に住む原告の元に届けていること」及び「原告が、ゴミ屋敷に内縁の夫であるCを置き去りにし、常に監視していること」を前提として、「原告が夫であるCを虐げている」との意見ないし論評を表明するものであると認められる。

これに対し、被告は、本件記事1に「老人虐待」とある直前には、「『ゴミ屋敷』に夫放置で『監視カメラ』」（見出し。甲1・21頁）、「犬猫と共に夫をゴミ屋敷に置き去りにした『モンスター妻』の所業」（リード文。甲1・20頁）といった記述がみられることからすれば、本件記事1が原告の所為を「虐待」と評価した根拠は、

5 「原告が、ゴミ屋敷に内縁の夫であるCを置き去りにし、常に監視していること」であって、原告によるネットショッピングにまつわる事実、「原告が夫であるCを虐待している」との意見ないし論評の前提にならないと主張する。しかし、原告がCを虐待している旨の記述（本件記述①）が、本件記事の表題に既にみられていることに鑑みると、原告がCを虐待しているとの評価は、本件記事1に記述された複数の事柄（前記
10 (2)ア参照）を踏まえてのものであると考えられるのであって、少なくとも、被告が主張するように、とりわけ「ゴミ屋敷」への置き去りや「監視」のみが、原告がCを虐待しているとの評価の根拠になると解釈すべきではない。したがって、被告の上記主張は採用することができない。

(イ) そして、上記(ア)のような具体的事実を前提とした、「原告が夫であるCを虐待している」との意見ないし論評は、当然に原告の社会的評価を低下させるものである
15 と認められる。

イ 本件記述①、⑦、⑧、⑪～⑭について

(ア) 前記(2)ア、ウによれば、本件記述①、⑦、⑧、⑪～⑭は、「原告が、家賃の滞納を否定するという、明らかにウソと分かる話を平然としていること」を前提として、
20 「原告が『モンスター妻』である」との意見ないし論評を表明するものであると認められる。

(イ) そして、「モンスター」との語は、怪物や化け物を意味する語であるところ、上記(ア)のような一定の事実を前提とした、「原告が『モンスター妻』である」との意見ないし論評は、原告が怪物や化け物に喩えられるような悪妻であるとの印象を読者
25 に対して与えるものであって、当然に原告の社会的評価を低下させるものである。

ウ 本件記述②について

(ア) 前記(2)アによれば、本件記述②は、「原告が、夫であるCの介護もしたくないし面倒も見たくない」と述べた」との事実を摘示するものであると認められる。

(イ) そして、上記(ア)の摘示事実は、一般の読者に対し、原告が、高齢の夫について、介護もしたくないし面倒も見たくないとするような薄情な人物であるとの印象
5 を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させるものである。

これに対し、被告は、原告が、夫の介護をしたくない、面倒をみたくないという気持ちを持っていたとしても、それだけで原告の社会的評価が低下するものではないと主張する。しかし、上記(ア)の摘示事実は、原告が介護をしたくない等の発言をしたというものであり、原告の内心を問題とするものではない。また、原告が自宅から出て
10 行った理由について、新しい交際相手ができる可能性があることや、原告が夫であるCに対する愛情を失ったことを仄めかした上で、本件記述②に繋げるという本件記事1の構成や文脈に照らしつつ（前提事実(2)ア参照）、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、やはり上記(ア)の摘示事実は原告に対する悪印象を与え、原告の社会的評価を低下させるものといわざるを得ない。したがって、被告の上記主張は採用
15 できない。

エ 本件記述③について

(ア) 前記(2)アによれば、本件記述③は、「原告が、夫であるCの部屋に監視カメラを設置して監視している」との事実を摘示するものであると認められる。

(イ) そして、上記(ア)の摘示事実は、原告が、離れた場所に暮らす高齢の夫の動静
20 を、遠隔操作可能な監視カメラで監視しているというものであるところ、本件記事1の見出しに「▶『ゴミ屋敷』に夫放置で『監視カメラ』の老人虐待」といった、監視カメラの存在とCに対する虐待を結びつけるかのような表現がみられることにも鑑みると、原告が夫であるCを何らかの不当な態様で監視しているかのような印象を与えるものであるから、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、原告の社会的評価
25 を低下させるものである。

オ 本件記述④について

(ア) 前記(2)アによれば、本件記述④は、「原告が、目黒の自宅に代金引換で届く原告の荷物を、Cに、車で、横浜に住む原告の元に届けさせていること」を前提として、「原告がCを使い走りにしている」との意見ないし論評を表明するものであると認められる。

5 (イ) そして、上記(ア)のような具体的事実を前提とした、「原告がCを使い走りにしている」との意見ないし論評は、原告が高齢の夫に対し、目黒区から横浜まで車を運転し、原告が購入した商品を運ぶことを強要し、夫を顎で使っているかのような印象を与えるものであるから、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、原告の社会的評価を低下させるものである。

10 カ 本件記述⑤について

(ア) 前記(2)アによれば、本件記述⑤は、「原告が、数千円ないし数万円の、高いものだとして20万円くらいする物をネットで注文するが、その代金は夫であるCに支払わせている」との事実を摘示するものであると認められる。

15 (イ) そして、上記(ア)の摘示事實は、原告が日常的にインターネット通販を利用し、時には高額な商品を購入しており、その代金を全て夫に支払わせているというものであるところ、本件記事1においては、本件記述⑤に続いて、本件居酒屋又は本件スナックの郵便ポストに督促状が届いていたとか、原告又はCが本件居酒屋及び本件スナックの家賃を滞納していたなどといったエピソードが挙げられるとともに、「家計が火の車となるのは当然である」などと記述され、あたかも原告によるインターネット
20 ト通販の利用が家計悪化の原因であるかのように仄めかされている。この点を踏まえつつ、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、上記(ア)の摘示事實は、原告の社会的評価を低下させるものである。

キ 本件記述⑥について

(ア) 前記(2)アによれば、本件記述⑥は、「原告は『一緒にいたくなくなった』という理由でCと別居したが、Cは、別居の理由について聞かれた際、最初は『(原告が)朝早く釣りに行く時、4時にガタガタしたんじゃ俺に悪いから』と答えつつ、『カ
25

ケ 本件記述⑩について

(ア) 前記(2)イによれば、本件記述⑩は、「原告が、夫であるCが死去した翌日に事務所から預かった戒名料の一部をひそかに自分のものにしようと密談していた」との事実を摘示するものであると認められる。

5 これに対し、被告は、本件記述⑩は、「『H』に原告の焼肉屋での密談が報じられた」との事実を摘示するものであると主張する。そこで検討するに、本件記述⑩は、「『H』によると・・・」との記述から始まるものであり、ごく形式的には「H」による報道があったことを摘示するにすぎないものとも考えられる。しかし、他方、本件記述⑩は、「・・・密談を交わしていたというから驚く他ない」との記述で閉じら
10 れており、あたかも驚くべき事実が実際に生じたかのような書きぶりで読者の興味関心を惹いているものというべきであるから、本件記述⑩は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、「H」による報道があったことを摘示するにとどまらず、原告が戒名料の一部をひそかに自分のものにしようとするための密談を交わしていたこと自体を摘示するものと認めるのが相当である。したがって、被告の上記主張は
15 採用できない。

(イ) そして、上記(ア)の摘示事實は、戒名料という形で使途を特定されてCの事務所から預けられた金銭を、事務所に秘して自分のものにしようとするような悪辣な人物であるとの印象を与えるものであるから、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、原告の社会的評価を低下させる。

20 これに対し、被告は、密談の具体的内容に係る記載はなく、また、原告が犯罪行為に及んだことは指摘されていないから、それだけで原告の社会的評価を低下させるものではない旨を主張する。しかし、上記(ア)の摘示事實の内容は十分に具体的といえることや、一般に、「ネコババ」という表現が正当な理由や権利なく他人の物を自分のものにしてしまうという趣旨で用いられることに照らし、被告の上記主張は採用で
25 きない。

2 争点2（真実性又は真実相当性の抗弁の成否等）について

(1) 特定の事実を摘示することによる名誉毀損については、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合において、摘示された事実の重要な部分が真実であることが証明されたときは、当該行為には違法性がなく、また、真実であることが証明されなかったときであっても、その行為者が真実と信ずるについて相当の理由があるときには、当該行為には故意もしくは過失がなく、不法行為は成立しないものと解される（最高裁昭和37年（オ）第815号同41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁、最高裁昭和56年（オ）第25号同58年10月20日第一小法廷判決・集民140号177頁参照）。

また、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、その意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、その行為は違法性を欠くものというべきである（最高裁昭和55年（オ）第1188号同62年4月24日第二小法廷判決・民集41巻3号490頁、最高裁昭和60年（オ）第1274号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2252頁参照）。そして、仮にその意見ないし論評の前提としている事実が真実であることの証明がないときにも、行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定されると解するのが相当である（最高裁平成6年（オ）第978号同9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁参照）。

(2) 摘示された事実及び意見ないし論評の前提とされた事実

前記1の認定及び判断を前提とすると、摘示された事実及び意見ないし論評の前提とされた事実、以下のとおり整理される。

ア 原告がCと住んでいた目黒区の自宅から出て行った後も、原告は数千円ないし数万円の、高いものだと20万円くらいの買い物をインターネットで毎日のようにした上、その代金をCに支払わせており、さらに、原告は、Cに、その原告の荷物を横

浜に住む原告の下に、車で届けさせていること（以下「本件事実1」という。）。

イ 原告が、ゴミ屋敷にCを置き去りにするとともに、Cの部屋に監視カメラを設置して常に監視していること（以下「本件事実2」という。）。

ウ 原告が、家賃の滞納を否定するという、明らかにウソと分かる話を平然として
5 いること（以下「本件事実3」という。）。

エ 原告が、Cの介護もしたくないし面倒も見たくないと言ったこと（以下「本件事実4」という。）。

オ 原告は『一緒にいたくなくなった』という理由でCと別居したが、Cは、別居
の理由について聞かれた際、最初は『（原告が）朝早く釣りに行く時、4時にガタガ
10 タしたんじゃ俺に悪いから』と答えつつ、『カレー屋をやるから』とも答えたこと（以
下「本件事実5」という。）。

カ 原告は、Dから『Cがこうなったのはお前のせいだからな！』と怒鳴られ、E
の近くにしゃがみ込んでいたが、涙は出ていなかったこと（以下「本件事実6」とい
う。）。

キ 原告が、Cが死去した翌日に事務所から預かった戒名料の一部をひそかに自分
15 のものにしようと密談していたこと（以下「本件事実7」という。）。

(3) 公共性及び公益目的について

ア 前記1(2)において説示したところも踏まえると、本件事実1～6は、原告が、
自分よりも27歳年上の高齢者（本件記事1の掲載当時81歳）である夫のCに対し、
20 ゴミ屋敷に放置したり、横浜まで車で荷物を届けさせたりするなどして、日常的に大
きな負担を与えていることを直接又は間接に示す事実である。また、本件事実7は、
原告が事務所から預かった戒名料をひそかに自分のものにしようとしていたという、
詳細如何によっては犯罪行為に繋がり得る事実である。以上のような本件各記事の内
容を踏まえれば、本件各記事は、公共の利害に関する事実に係るものであると認めら
25 れる。

これに対し、原告は、当のCが原告の行動を問題としたことはなく、仮に原告とC

との間に何らかの問題があったとしても、それは当事者間の問題にすぎないとして、本件各記事には公共性がないと主張する。しかし、本件各記事は、上記説示したような、単なる夫婦間の不和やトラブルに止まらず、社会的にも問題視され得る原告の不当な言動や振舞いを指摘するものであって、Cが原告の行動を問題としていなかったとしても、本件各記事が単なる私生活上の行状や当事者間の問題を取り扱ったもの

5 すぎず、公共の利害に関する事実に係るものではないと断じることができない。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

イ そして、上記アのとおり、本件各記事が公共の利害に関する事実に係るものであることを踏まえると、「モンスター妻」との表現が用いられていることを考慮して

10 も、本件各記事の掲載の目的は、専ら公益を図ることにあったものと認められる。

(4) 真実性又は真実相当性について

ア 認定事実

前記前提事実に加え、証拠（後掲のほか、甲4、乙7、8、10、証人I）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 取材前における原告とCの生活状況等について

a 令和2年5月頃当時、原告とCは、共に営んでいた東京都目黒区の本件居酒屋及び本件スナックの2階部分を自宅として、同居していた（証人K・2頁、証人L・5頁、原告本人・1～2頁）。

b 平成23年頃から原告及びCと面識のあったK（以下「K」という。）は、原告の依頼を受け、令和2年5月頃から令和3年6月30日頃まで、ほぼ毎日、本件スナックで従業員として稼働するとともに、本件スナックの2階部分のゴミ捨て等の手伝いを行っていた。また、平成24年頃からCと面識のあったL（以下「L」という。）は、Kの紹介で、令和2年5月頃から令和3年6月頃まで、月1回ないし2週間に1回程度の頻度で本件スナックを訪れ、原告から交通費等を受け取りつつ、本件スナックの仕事の手伝いや、原告とCが飼っていた犬の散歩等を行っていた。（証人K・1、

20 12～13頁、証人L・4～5、18～19頁、原告本人・12～14頁）

c 原告は、令和3年6月末ないし同年7月初め頃、一人で神奈川県横浜市に引っ越し、Cと別居を始めた（証人K・5頁、証人L・7～8頁、原告本人・4～5頁）。

d Lは、原告がCと別居を始めた時期以降、本件スナックやCの自宅を訪れる頻度を減らし、その時期は、Cから交通費等を受け取りつつ、Cの自宅の掃除や犬の糞尿の始末等を行っていた。また、Kは、原告がCと別居を始めた時期以降、原告から本件スナックに呼ばれることはなくなったが、Lに呼ばれて、本件スナックやCの自宅を月2、3回程度訪れていた。（証人K・14～15頁、証人L・19～21頁）

(イ) 本件記事1に係る取材について

a 被告の記者であるJ（以下「J記者」という。）は、令和4年9月1日、本件スナックを訪問し、Cに対面で取材をするとともに、店内の状況を確認した。また、当時、被告に対し、Cに関する匿名の情報提供があった。被告の記者であるI（以下「I記者」という。）は、上司の指示を受けて、上記の取材結果や情報提供を踏まえ、Cの生活ぶりに関する記事を企画し、当時の編集長の判断の下、記事化に向けた取材が始まった。

b I記者は、令和4年9月26日、Lに電話で取材をした。

c J記者は、令和4年10月1日、Cの関係者に取材をした。

d I記者は、令和4年10月3日、Lに対面で取材をした。Lは、同日、I記者に対し、Kを紹介した。I記者及びJ記者は、同日、Kに対面で取材をした。

e I記者及びJ記者は、令和4年10月7日、原告に対面で取材をした。

f I記者及びJ記者は、令和4年10月8日、Cに対面で取材をした。また、J記者は、同日、Kに電話で取材をした。

g I記者は、令和4年10月9日、Cの娘に電話で取材をした。

h J記者は、令和4年10月10日、本件居酒屋及び近所の倉庫の大家（賃貸人）に対面で取材をした。

i 被告は、I記者及びJ記者による上記の取材を基に、令和4年10月13日、本件記事1を掲載した「週刊新潮」を発行した（前提事実(2)ア）。

(ウ) 本件記事2に係る取材について

a Cは、令和4年10月18日、横浜市内で交通事故に遭い、▲日、死亡した（前提事実(1)ア）。しばらくして、I記者、J記者及び上司は、関係者からの情報提供を踏まえ、Cに関する記事を企画し、記事化に向けた取材が始まった。

5 b J記者は、令和4年10月27日、関係者に電話で取材をした。

c J記者は、令和4年10月28日、Kに対面で取材をした。

d I記者及びJ記者は、令和4年10月28日、原告に対面で取材をした。

e I記者は、令和4年10月29日ほか数日にわたり、Lに電話で取材をした。

f 被告は、I記者及びJ記者による上記の取材を基に、令和4年11月2日、本
10 件記事2を掲載した「週刊新潮」を発行した（前提事実(2)イ）。

イ 本件事実1について

(ア) まず、何が本件事実1のうち重要な部分に当たるかについて検討するに、本件
記事1において、原告によるインターネット通販の利用が家計悪化の原因であるかの
ように仄めかされていること（前記1(3)カ(イ)参照）を踏まえると、本件事実1のうち
15 「その代金をCに支払わせており」との部分は、商品の代金について、Cに一時的な
立替払いをさせるという趣旨ではなく、Cに最終的な負担をさせる（すなわち、Cが
商品の代金を支払った後、原告がCに当該代金を支払って補填することはしない。）
という趣旨で理解すべきである。他方、Cの金銭的負担の重さという観点から重要な
のは、原告が購入した商品の最高価格よりも、むしろ商品を購入する頻度や購入した
20 商品の総額であるから、本件事実1のうち「高いものだと20万円くらいの」との部
分は、本件事実1の重要な部分には当たらない。以上によれば、本件事実1のうち重
要な部分は、「原告がCと住んでいた目黒区の自宅から出て行った後も、原告は数千
円ないし数万円の買い物をインターネットで毎日のようにした上、その代金をCに支
払わせ、かつ、最終的に負担させており、さらに、原告は、Cに、その原告の荷物を
25 横浜に住む原告の下に、車で届けさせていること」であるといえる。

(イ) a 上記(ア)を前提に検討するに、証拠（証人K・10頁、証人L・7、9、25

頁、原告本人・８～１０頁）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、Ｃと目黒区の自宅
で同居していた頃から、インターネット通販を利用し、その商品が目黒区の自宅に届
いていたこと、原告は、横浜に引っ越してＣと別居を始めてからも、目黒区の自宅に
代金引換えで商品が届く形でインターネット通販を利用し、その代金はＣが（少なく
5 とも一時的に）支払っていたこと、Ｃは、原告が購入した商品を横浜の原告の自宅ま
で車で届けていたことが認められる。

これらの事実によれば、原告は、横浜に引っ越したにもかかわらず、自身が購入し
た商品の届け先を、横浜の原告の自宅ではなく、Ｃの住む目黒区の自宅に設定したま
まとし、かつ、商品の代金の支払方法として、クレジットカード払いや銀行振込み、
10 コンビニ支払のような、始めから原告が代金を支払うことのできる方法ではなく、商
品の届け先に住むＣが代金を支払わざるを得ない方法（代金引換え）を選択したまま
とし、さらに、原告が購入し、目黒区の自宅に届けられた商品を、Ｃが横浜の原告の
自宅まで車で届けていたというのであるから、原告は、Ｃに、自身の購入した商品の
代金を、一時的に支払わせるにとどまらず、最終的に負担させ、かつ、Ｃに、目黒区
15 の自宅に届いた商品を横浜の原告の自宅まで届けさせるつもりで、インターネット通
販を利用していたものと強く窺われる。

ｂ また、証拠（証人Ⅰ記者・２～３頁）及び弁論の全趣旨によれば、Ｌ又はＫは、
令和４年１０月３日の取材の際、原告は、インターネット通販で、数千円から数万円、
一番高いもので２０万円くらいの商品を毎日購入しており、その商品が代金引換えで
20 目黒区の自宅に届くため、Ｃがその商品の代金を支払っているところ、原告がＣに対
して商品の代金を支払っているのは見たことも聞いたこともないため、原告が実際は
支払っている（商品の代金を最終的に負担している）というのはあり得ないと思っ
ていることや、商品が一日に３回という高頻度で届くことも珍しくなく、一番多い時
には荷物を届けるためにＣが横浜と目黒区を三往復したこともあり、Ｃがパシリ扱いさ
25 れているのを可哀想に思っていることなどを述べたことが認められる。なお、前記認
定事実によれば、Ｌ及びＫは、本件スナックの手伝い等を通じ、原告とＣの関係をよ

く知る者であったといえ、被告もかかる認識の下に、L及びKに取材をしていたと認められる。

さらに、証拠(乙10の1つ目のデータ原稿・3頁下から4行目ないし4頁1行目、5頁下から9行目ないし6頁10行目、11頁6行目ないし14行目)及び弁論の全趣旨によれば、原告は、同月7日の取材の際、インターネット通販をよく利用しており、購入した商品が目黒区の自宅に届くようになっているところ、Cが商品の代金を立替払いした上で、その商品を横浜にいる原告に届けてくれている旨を述べたことが認められる。

c 以上によれば、被告は、L及びK並びに原告に対する各取材により、原告がCに商品の代金を負担させ、かつ、商品を横浜の原告の自宅に届けさせるつもりであったことを強く窺わせる事実(上記a)を把握するとともに、原告とCの関係をよく知るL及びKに対する取材において、原告が商品の代金を負担しているとは考えられず、また、Cが原告の購入した商品を届けるために何度も目黒区と横浜との間を往復させられ、パシリ扱いされているなどといった認識が示されたこと(上記b)を踏まえ、本件事実1に係る記述を含む本件記事1を「週刊新潮」に掲載したものである。そうすると、原告が、令和4年10月7日の取材の際、購入した商品が届いた後、Cにその商品の代金を支払っていると述べ(乙10の1つ目のデータ原稿・11頁6行目ないし14行目)、上記aのような外形的な事実が存在することについて特段の説明なく、Cが商品の代金を負担していることを単純に否定するにとどまった本件において、上記の取材結果は、本件事実1の重要な部分についての確実な資料、根拠というべきである。したがって、少なくとも、被告が本件事実1の重要な部分を真実と信ずるについては相当の理由があると認められる。

ウ 本件事実2について

(ア) まず、原告がゴミ屋敷にCを置き去りにしたとの点について検討するに、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、原告とCが別居した前後を通じて、目黒区のCの自宅は、飼われていた複数匹の犬や猫が、床に敷き詰められた新聞紙やCの布団、

枕の上に糞尿を垂れ流したり、ダニやゴキブリ、ネズミが発生したり、原告の部屋に、衣類や、飲みかけで放置され、内容物が腐敗したペットボトル等が散乱していたりするような不衛生な状況にあったこと（乙１、６、乙７・写真４～１２、証人Ｋ・８～１０、１３～１７頁、証人Ｌ・５～６、１０、２０～２２頁）、Ｊ記者は、令和４年
5 9月１日の取材の際、本件スナックの店内が非常に散らかっていて、動物の糞尿の臭いがツンと鼻をつくような不衛生な状況を目の当たりにしたこと（証人Ｉ記者・２頁）が認められる。上記認定のような目黒区の自宅の様子は、客観的にみて「ゴミ屋敷」と表現されてもやむを得ない状態にあったといえ、また、原告がＣを置いて横浜に引っ越したことは前記認定事実(ア)ｃのとおりである。したがって、原告がゴミ屋敷に
10 Ｃを置き去りにしたとの事実は真実であると認められる。

これに対し、原告は、Ｃと同居していた頃、目黒区の自宅をゴミ屋敷と思ったことはないとか、Ｃと別居した後、目黒区の自宅が写真（乙１、６、７参照）のように汚くなっていたことは知らなかったなどと供述する（原告本人・１４～１５、２９頁）。しかし、目黒区の自宅の様子が客観的にみて「ゴミ屋敷」と表現されてもやむを得ない状態にあったことは上記のとおりであるから、これに反する原告の供述は採用する
15 ことができない。

(イ) 次に、原告がＣの部屋に監視カメラを設置して常に監視しているとの点について検討するに、証拠（乙２、乙６・８、９枚目、乙７・写真１２、証人Ｋ・４頁、証人Ｌ・６～７頁）及び弁論の全趣旨によれば、本件居酒屋及び本件スナックの各建物
20 には、Ｃの寝室に設置されたものを含め、合計６個のカメラが設置されており、少なくともそのうちの一部には、使用者のスマートフォンを介して、遠隔でカメラの向き等を操作できる機能や通話機能が備わっていたこと、ＬやＫが本件居酒屋や本件スナックの各建物に所在している時、Ｃを追うようにカメラが動いたり、カメラの通話機能を用いて原告が話しかけてきたり、原告がその場になかったはずのことで後日に
25 Ｃが原告から叱責されたり、Ｃがカメラの死角に入った際、原告からＬやＫのスマートフォンに、Ｃが今どこにいるのか確認するよう求める内容のメッセージが届いたり

したことがあったことが認められる。したがって、原告がCの部屋に監視カメラを設置して監視していたことは真実であると認められる（なお、監視が「常に」されていたとの点については、あくまで修辭上の強調表現にすぎず、少なくとも本件事実2の重要な部分には当たらないから、立証は要しないというべきである。）。

5 これに対し、原告は、上記のカメラを設置したのは防犯や来客数の把握、ペットの犬の見守り、Cの健康確認、遠距離における夫婦の繋がりの実感のためであるから、上記のカメラは監視カメラではないと主張し、又は供述する（原告本人・2～3頁）。しかし、上記認定のようなカメラの使用実態に照らせば、原告はCを見張っていたといえるから、上記のカメラは監視カメラと呼ぶに差し支えないものである。したがって、上記の原告の主張及び供述は採用することができない。

（ウ）以上によれば、本件事実2のうち重要な部分は真実であると認められる。

エ 本件事実3について

証拠（後掲のほか、証人I記者・3、5頁）及び弁論の全趣旨によれば、令和4年10月3日の取材の際、L又はKが、C及び原告が本件スナックや本件居酒屋、近所の倉庫について家賃を1年以上滞納しており、本件居酒屋及び近所の倉庫の大家（賃貸人）から催促を受けていた旨や、倉庫を明け渡す代わりに家賃を10万円に減額してもらっていた旨等を述べたこと、同月7日の取材の際、原告が、家賃を何か月も滞納している事実はなく、むしろ近所の倉庫の大家の言動がおかしいとの旨を述べたこと（乙10の1つ目のデータ原稿・11頁15行目ないし25行目）、同月10日の取材の際、本件居酒屋及び近所の倉庫の大家が、C及び原告は1年近く家賃を滞納しており、全然支払ってくれないので、かなり減額した上で支払ってもらい、また、倉庫は明け渡してもらった旨を述べたこと、被告は、上記の取材を踏まえ、C及び原告による家賃滞納の事実があるものと考え、本件記事1を「週刊新潮」に掲載したことが認められる。

25 上記認定によれば、被告は、L及びKに対する取材により、原告が家賃を滞納していたとの情報を得た後、原告に対する裏付け取材においてこれを否定されるも、家賃

の滞納の事実の有無について最もよく知るはずの大家に対する裏付け取材を実施し、やはりC及び原告が本件居酒屋及び近所の倉庫の家賃を滞納していたことを肯定する旨の回答を得たことを踏まえ、本件事実3に係る記述を含む本件記事1を「週刊新潮」に掲載したものであり、これらの取材結果は、本件事実3についての確実な資料、
5 根拠というべきである。したがって、少なくとも、被告が本件事実3を真実と信ずるについては相当の理由があると認められる。

オ 本件事実4について

証拠（乙8、乙10の1つ目のデータ原稿・9頁下から11行目ないし下から10
行目、証人K・6～7頁、証人I記者・2～3頁）及び弁論の全趣旨によれば、令和
10 4年10月3日の取材の際、Kが、かつて原告からCの介護をしたくないとか、面倒を
みたくないなどといった趣旨の発言を聞いたことがある旨を述べたこと、同月7日
の取材の際、原告がかかる発言をしたことを否定したことが認められる。これに加え、
前記アないしウに認定、説示したところによれば、本件記事1の掲載当時、被告は、
原告がCと別居し、目黒区の自宅で直接Cの面倒をみているわけではないという状況
15 の中、かつて原告からかかる状況に沿う発言、すなわちCの介護や世話を忌避する内
容の発言を聞いたことがあるとの取材結果を、本件スナックの従業員として約1年稼
働し、原告と親交のあったKから得たものといえる。この点を踏まえると、上記の取
材結果は、本件事実4についての確実な資料、根拠というべきであり、原告がかかる
発言の存在を否定したからといって、本件事実4の存在を疑うべきであったとはいえ
20 ない。したがって、少なくとも、被告が本件事実4を真実と信ずるについては相当の
理由があると認められる。

カ 本件事実5について

証拠（乙10の1つ目のデータ原稿・1頁目下から5行目以下、7頁下から7行目
ないし下から4行目、証人I記者・2～4頁）及び弁論の全趣旨によれば、令和4年
25 10月3日の取材の際、L及びKが、原告が横浜に釣り好きの彼氏を作って横浜に引
つ越した旨を述べたこと、同月7日の取材の際、原告が、Cと別居するに至った経緯

を尋ねられたのに対し、「カレー屋さんをやるので。それで、向こうが犬もいて上も荷物がいっぱいあって、ちょっと大変なので。」と述べ、また、原告に彼氏がいるという話を直接聞いたと述べる人物が複数存在する理由について尋ねられたのに対し、「Cと今までずっと一緒にいても、やっぱり裏切られた部分とかいっぱいあるので、一緒にいたくなくなったっていう理由が元ですよ。」と述べるなどしたこと、同月8日の取材の際、Cが、原告が横浜に引っ越した理由について、朝に釣りに行く原告がCに迷惑をかけないようにしたためであるとか、原告が横浜でカレー屋をやるためであるなどと述べたことが認められる。

上記認定によれば、被告は、L及びKに対する取材により、原告がCとは別の横浜にいる男性と交際を始めたため横浜に引っ越したとの情報を得た後、原告本人に対する裏付け取材において、別居の理由について、カレー屋を始める、目黒区の自宅には荷物がたくさんあるなどの説明とともに「Cと一緒にいたくなくなった」という趣旨の回答を取得し、また、Cに対する裏付け取材において、Cにおける別居の理由に関する認識を上記のとおり取得し、これらを踏まえて、原告がCと別居した理由が「一緒にいたくなくなった」というもので、Cは別居の理由について上記のとおり述べたという、本件事実5に係る記述を含む本件記事1を「週刊新潮」に掲載したものであり、これらの取材結果は、本件事実5についての確実な資料、根拠というべきである。したがって、少なくとも、被告が本件事実5を真実と信ずるについては相当の理由があると認められる。

キ 本件事実6について

(ア) 証拠（後掲のほか、甲4・3～4頁、乙7・6頁、証人L・1～2、10～15、30～32頁、原告本人・16～18頁）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 令和4年10月18日、Cは、横浜市内で交通事故に遭い、病院に緊急搬送され、集中治療室に入ったところ、原告は見舞いのため同病院に駆け付けた。これに続き、BのメンバーであるDやE、同人の娘であるM、所属事務所であるNの社長等も

見舞いのため同病院に駆け付け、その結果、同人らが同病院の集中治療室の外の廊下に居合わせる状況が生じた。なお、Lは、同人らに続いて同病院に駆け付け、同人らが居合わせる状況を目撃したものの、Dと原告が言葉を交わしたり、Dが原告を怒鳴ったりする様子は確認していない。

5 同日、Mは、Lに対し、Lが同病院に到着するまでに原告がウソ泣きをして大変であったなどと説明した（乙7・写真1）。

b Cが死亡した日の翌日である令和▲年▲月▲日、Mは、Lに対し、Facebo
o o kの通話機能を用いて、Lが同病院に到着するまでに、Dが原告に対し、「Cが
こうなったのはあんたのせいだからな。とんでもない女だ」と激高し、これに対し原
告は、声を上げながらEの膝辺りにすり寄ってしゃがみ込んでいたが、明らかに涙は
10 出ておらず、ウソ泣きであったと思われる旨を述べた。

c 令和4年10月22日、Lは、Dの妻であるOに対し、上記bについて「【L
さんが病室にくるまえにDさんが【Cがこうなったのはあんたのせいだからな】と言
ってくださったと聞いて胸が熱くなりました」などと記載したLINEメッセージを
15 送信した（乙7・写真2）。

(イ) また、被告による取材については、証拠（後掲のほか、証人I記者・6～8、
20 20～25頁、証人L・12～15頁）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 原告は、令和4年10月28日の取材の際、Dに病室で原告のせいでこうなっ
たんだと言われたのではないかとJ記者からの質問に対し、そんなこと絶対に言わ
れないと回答した（乙10・3頁、乙10の2つ目のデータ原稿）。

b Lは、令和4年10月下旬頃の取材の際、同月18日にDと原告との間に起こ
った出来事等について、上記(ア) a～cの事実（ただし、上記(ア) aのうち、Lが搬送
先の病院に到着する前の部分を除く。）を述べ、また、その後の事実として、同月2
7日午前0時前後、OとLINEの通話機能を用いて通話していた際、Oが、一緒に
25 いたDに対し、「Cがこうなったのはあんたのせいだからな」と原告に対して言った

のか確認し、これに対しDは「うん、俺、言った。」と発言し、Lはそのやり取りを電話越しに聞いたと述べるとともに、OとLとの間のLINEのトーク履歴（乙7・写真1～3を含む。）を見せた。

5 c 被告は、令和4年10月下旬頃、D及びOに対する直接の取材の可否について、
同入ら及びNに対して感触を窺っていたところ、取材に応じる（応じさせる）のは困難である旨の感触が得られ、また、Mからも同様の意向を示されたことから、D、O及びMに対する直接の取材を控えることとした。

10 (ウ) そして、Lが上記(イ) bの取材の際に記者に見せたLINEのトーク履歴（乙7・写真3）には、令和4年10月27日午前0時前後に、OとLとの間で、LINEの通話機能を用いた約41分間の通話がされ、Lがその通話の直後に「D様にも有り難う御座いますとお伝え下さいませ」とのメッセージを送信したことが示されている。上記のトーク履歴は、上記の通話にDが参加するなど、DがOとLの通話に何らかの形で関与したことを強く窺わせるものであり、Lが取材の際に述べた事実（Lが、Oとの電話越しに、「Cがこうなったのはあんたのせいだからな」と原告に対して言
15 ったことを認める趣旨のDの発言を聞いたとの事実。）と整合するものといえる。

(エ) 以上によれば、被告は、Lに対する取材により、Cの搬送先の病院で原告及びDと居合わせていたMが、原告がDから激高され、声を上げながらしゃがみ込んでいたが、明らかに涙は出ていなかったなどと述べたとの取材結果を得て、また、客観的資料（上記のLINEのトーク履歴）を確認しつつ、激高した張本人とされるDが、
20 「Cがこうなったのはあんたのせいだからな」と原告に対して言ったことを認める趣旨の発言をしたとの取材結果を得た上で、これらを踏まえて、本件事実6に係る記述を含む本件記事2を「週刊新潮」に掲載したものである。そして、Cが原告の住む横浜市内で交通事故に遭って病院に搬送され、集中治療室に入っていたという令和4年10月18日当時の状況からすれば、Cと親交のあった者が上記のような発言に及ぶ
25 ことも考え得るといえることも踏まえれば、原告がこれを否定したこと（上記(イ) a）を考慮しても、上記の取材結果は、本件事実6についての確実な資料、根拠というべ

きである。したがって、少なくとも、被告が本件事実6を真実と信ずるについては相当の理由があると認められる。

ク 本件事実7について

(ア) まず、真実性について検討するに、証拠（乙3、4、原告本人・18～20、
5 36～39頁）及び弁論の全趣旨によれば、Cが死亡した翌日である令和▲年▲月▲
日、原告は、Cの葬儀を執り行う予定の葬儀場において、Nの社長を含む数名の関係
者とCの通夜及び告別式についての打合せをした後、近くの焼肉店で自身の関係者と
夕食をとり、その際、原告がPという知り合いの僧との間でCの戒名料に関する話を
していることを話題にしたことが認められる。しかし、前掲の各証拠によっても、原
10 告が事務所から預かった戒名料60万円の一部をひそかに自分のものにしようと密
談していたことは認められない。したがって、本件事実7の真実性は認められない。

これに対し、被告は、乙第3号証（「H」を発行する株式会社Qの関係者が作成し
た、同日の焼肉店における会話の録音データ）及び乙第4号証（同録音データの反訳
書）の内容からすれば、原告が、同日、焼肉店において、Nから「戒名料は60万円
15 まで出す。領収証をもらえればいい。」と言われていること、Pに頼んで戒名料を6
0万円に水増しした領収証を出してもらい、Nから60万円を受け取り、Pには30
万円だけ支払い、残りの30万円は原告が取得するという考えがあること、Pに正直
に話をしなければ、Pに水増しした領収証を出してもらうことはできないから、Pに
話をした上で金額について感触を窺う必要があることを述べていたのであって、本件
20 事実7は真実であると主張する。しかし、証拠（乙3、4）によれば、原告は、同日
の焼肉店における会話において、Nから「60万渡すから、自分が取ろうが相手に渡
そうが自由にしてください。」と言われたところ、この内容を原告からPに伝えた場
合、Pは「じゃ半々にしてください」と言うと思う旨の発言をしているのであって、
原告は、事務所から預かる金銭を事務所の意向に反して原告が取得しようとしている
25 旨の発言をしていない（なお、そもそも、原告は、事務所から既に60万円を預かっ
ているという発言もしていない。）。そうすると、上記の録音データ及び反訳書から

本件事実7を認めることはできないし、他に本件事実7を認めるに足りる証拠はない。

(4) 次に、真実相当性について検討するに、証拠（証人I記者・8～9頁）及び弁論の全趣旨によれば、被告は、「H」の記事の内容を紹介する形で本件記述⑩を本件記事2に記載しており、本件記事2の掲載当時には裏付け取材を行っていなかったことが認められるから、被告が本件事実7を真実と信ずるについて相当の理由があるとはいえない。

(5) 意見ないし論評としての域を逸脱したものであるかについて

ア 「モンスター妻」との表現について

前記1(3)イのとおり、本件各記事中の本件記述①、⑦、⑧、⑪～⑭は、「原告が、家賃の滞納を否定するという、明らかにウソと分かる話を平然としていること」（本件事実3）を前提として、「原告が『モンスター妻』である」との意見ないし論評を表明するものであるところ、前提とされている本件事実3について、少なくとも真実相当性が認められることは前記(4)エのとおりである。そこで、以下では、本件各記事における「原告が『モンスター妻』である」との意見ないし論評が、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものか否かについて検討する。

この点について、被告は、「モンスター妻」という表現は、「モンスターペアレント」や「モンスタークレマー」などと同様に、原告の言動が理不尽であり周囲に苦痛を与えることを示すために比喩的に用いられているにすぎず、本件各記事において、「モンスター（妻）」は必ず引用符付きで用いられているから、特定の文脈で用いられていることが理解できるようになっており、原告が高齢のCを不衛生な部屋に放置するなど社会通念上異常な行動に出ていたことは真実であることも踏まえると、被告が「モンスター妻」という表現を用いたことは、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものではないと主張する。

たしかに、「モンスター」との語は、怪物や化け物を意味する語であるとともに、今日では、「モンスターペアレント」や「モンスタークレマー」にみられるような比喩的表現や造語にも用いられる語であって、人の言動や振舞いについてその理不尽

さを強調する意味合いで使用されることもあるものではある。

しかしながら、週刊誌の取材を受けた原告が家賃の滞納の有無に関してウソの話をしたとしても、その言動が理不尽であり周囲に苦痛を与えるものとまでいうことは到底できず、家賃の滞納の有無に関する原告の発言を根拠として「モンスター」という
5 理不尽さを強調する表現をすることを相当とする事情は、見当たらない（なお、本件記事1には、「明らかにウソと分かる話を平然とする。周囲が彼女を「モンスターのよう」と評する理由はこの辺りにあるのだろう。」との記載があるが、証人Lは、証人尋問において、原告にニックネームやあだななどはなく、LやKが原告を「モンスター妻」と呼んだこともなく、「モンスター妻」というのは、週刊新潮のタイトル、
10 見出しを作られた方が考えたものだとは私は認識していると証言している。）。

また、本件各記事において、「モンスター（妻）」という語が引用符付きで用いられているからといって、「モンスター」の語が特定の文脈で用いられていることが理解できるということにはならない。本件各記事において、最初に「モンスター（妻）」の語が用いられているのは、本件記事1の冒頭にある「『C』を虐げる27歳下『モ
15 ンスター妻』」という表題であり、2番目に用いられているのは「犬猫と共に夫をゴミ屋敷に置き去りにした『モンスター妻』の所業には、「老人虐待」「ペット虐待」の声も上がって……。」というリード文であるところ、いずれも、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、「モンスター」の語が、週刊誌の取材を受けた原告が家賃の滞納の有無に関してウソの話をしたという本件事実3と結び付けて用
20 いられていると認識することはできないというべきである。かえって、本件各記事の冒頭の表題から、「モンスター」と「妻」を接合した「モンスター妻」という語が用いられ、その「モンスター妻」という語が合計9か所にわたり用いられているのであり、とりわけ、本件事実3に全く触れられていない本件記事3においても、「『C』借金に『モンスター妻』の言い草」、「一方、かの『モンスター妻』はというとー」、
25 「『モンスター妻』こと、27歳下の演歌歌手・A」、「よもや、今回の公告の一件にもお騒がせ『モンスター妻』の影が……。」などと「モンスター妻」とい

う語が原告を指すものとして用いられているのである（本件記述⑪～⑭）。これらによれば、本件各記事における「モンスター妻」という語は、原告の特定の言動と結び付けて用いられているものではなく、原告の人格そのものを揶揄し貶めるものとして用いられているというべきである。そうすると、本件事実１ないし本件事実６の重要部分について、真実性又は真実相当性が認められることを踏まえても、本件各記事における「原告が『モンスター妻』である」との意見ないし論評は、原告に対する人身攻撃に及ぶものであって、意見ないし論評としての域を逸脱したものというべきである。

イ その他の意見ないし論評について

(ア) 前記１(３)アのとおり、本件記事１中の本件記述①、③～⑤は、本件事実１の一部及び本件事実２の一部を前提として、「原告が夫であるＣを虐げている」との意見ないし論評を表明するものであるところ、「虐げている」という意見ないし論評そのものが原告に対する人身攻撃に及ぶものとはいえない。したがって、これは意見ないし論評としての域を逸脱したものではない。

(イ) 前記１(３)オのとおり、本件記事１中の本件記述④は、本件事実１の一部を前提として、「原告がＣを使い走りにしている」との意見ないし論評を表明するものであるところ、「使い走りにしている」という意見ないし論評そのものが原告に対する人身攻撃に及ぶものとはいえない。したがって、これは意見ないし論評としての域を逸脱したものではない。

(ウ) 前記１(３)キのとおり、本件記事１中の本件記述⑥は、本件事実５を前提として、「Ｃが原告の嘘によって翻弄されている」との意見ないし論評を表明するものであるところ、「嘘によって翻弄されている」との意見ないし論評そのものが原告に対する人身攻撃に及ぶものとはいえない。したがって、これは意見ないし論評としての域を逸脱したものではない。

(６) まとめ

以上によれば、「原告が、夫であるＣが死去した翌日に事務所から預かった戒名料

の一部をひそかに自分のものにしようと密談していた」（本件事実7）との事実摘示（前記1(3)ケ）及び「原告が『モンスター妻』である」との意見ないし論評（前記1(3)イ）については、原告に対する不法行為が成立するが、その余については、違法性を欠き、又は故意若しくは過失を欠くため、不法行為が成立しない。

5 3 争点3（原告に生じた損害及びその額）について

以上の認定及び判断その他本件に顕れた一切の事情を考慮すれば、本件各記事の掲載によって原告に生じた精神的苦痛を填補する慰謝料としては、100万円が相当である。また、原告は本件訴訟の追行を弁護士に委任したところ、弁護士費用のうち上記金額の1割に当たる10万円は本件各記事の掲載と相当因果関係にある損害である。
10 る。したがって、本件各記事の掲載によって原告に生じた損害の額は、上記金額の合計である110万円と認められる。

第4 結論

よって、原告の請求は主文第1項の限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

15

東京地方裁判所民事第17部

裁判長裁判官 _____

20

中 野 琢 郎

裁判官 _____

栗 津 侑

25

裁判官_____

丹 羽 健 悟